

附属書 5-賭け行為と腐敗防止規程

37. 賭け行為と腐敗防止規程

37.1 序

World Sailing は、(i)大会と競技の結果に不正に影響を与えうる行為を禁止すること、(ii)腐敗行為を通じてこのスポーツの高潔さを危険にさらす者達への執行と制裁の仕組みを確立することにより、セーリング・スポーツの高潔さを守るため、これらの規則（「規定」）を採用した。

37.2 定義

World Sailing 規程の定義に加え、これらの規定においては、以下の用語は以下の意味を持つ。

37.2.1 「競技者」は大会や競技会に参加する、または参加するよう選ばれた全ての競技者をいう。

37.2.2 「サポートスタッフ」とは、競技会に参加する、コーチ、トレーナー、マネージャー、競技者代表、代理人、チームスタッフ、役員、医療従事者、家族、または、競技者および競技者が所属する各国連盟に雇われたり、共に働いている人をいう。

37.2.3 「利便」とは、金銭や金銭的価値の（に関連する）、直接的または間接的な、受け取り、または提供（に関連する）をいう。（賞金および／または支払い保証、資金援助若しくは他の契約に基づく契約金を除く）

37.2.4 「賭け」とは、金銭または他の全ての形態の金銭的な投機をいう。

37.2.5 「賭け行為」とは、「賭け」を開催し、または、受け入れ、実施することを言い、固定されたもの、動的なオッズ、コンピュータプログラム化された賭け／トトのゲーム、ライブ実況の賭け、賭けの交換、広がっている賭け、およびその他のスポーツ賭博運営者によって提供されるゲームのような、一般的にスポーツ賭ばくとみなされる行為を含むが、それに限定されない。

37.2.6 「CAS」とは、スイス、ローザンヌにある、スポーツ仲裁裁判所をいう。

37.2.7 「競技会」とは、一日以上の日程で、一つ以上の主催団体の下で行われる、一つまたは一連の「大会」を言う。

37.2.8 「大会」とは、セーリング・スポーツの単一のレース、マッチまたはコンテストを言う。

37.2.9 「内部情報」とは、「参加者」が、そのスポーツ内での地位のおかげで得る、「競技会」または「大会」に関連する全ての情報を言う。そのような情報は、選手またはコンディション、戦術的考察、その他全ての「競技会」または「大会」の様子を含むが、それに限定はされない。そのような情報には、既に公表された、または、公開の記録の内容となった情報、または、関心ある一般市民が容易に得ることができる情報、「競技会」または「大会」を管轄する規則と規定に基づき明かされる情報は、含まない。

37.2.10 「国際競技会」とは、World Sailing 規程により定義される「主要大会」または「承認大会」、もしくは「加盟各国連盟」によってそのように表記された全ての大会を言う。

37.2.11 「加盟各国連盟」は、World Sailing 規約の条項 1.1 に示された意味を持つ。

37.2.12 「主要大会機関」とは、複数のスポーツを所轄する国際的な機関であり、大陸、地域、またはその他の国際競技会の所轄組織として機能する機関をいう。

37.2.13 「参加者」とは、すべての競技者、サポートスタッフ、レースオフィシャル、代表者、コミッショナー、大会役員、国のチームもしくは代表者やその他の認定されている人を意味する。

37.2.14 「人」は、個人、法人、社団法人、合名会社（法人格を持っているかどうかに関わらず）を含まなければならない。

37.2.15 「制裁」とは、World Sailing 規定 35 に基づいて World Sailing が課すことのできる制裁を意味する。

37.2.16 「違反」とは、この規定 37.4 に記載されているこれらの規定違反を意味する。

37.3 適用と範囲

37.3.1 これらの規定は、国際競技会に参加するか、または支援するすべての参加者にあてはまり、各参加者に自動的に適用され、従わなければならない。

37.3.2 いかなる行為が規定の違反に該当するかなどは、限定されるものではないが、これらの規定を認識すること、さらに要件を順守することは、各参加者の個人的な責任であるものとする。参加者は、これらの規定に基づいた禁止行為を行うことが、犯罪行為となり、さらに／またはその他の法規および規制の違反となる可能性があることを認識する必要がある。参加者は常に、あらゆる法規および規制を順守しなければならない。

37.3.3 各参加者は、何らかの疑いがかけられた場合、World Sailing の排他的管轄権による聴取および裁定に従い、World Sailing が行った最終決定が上訴された場合、CAS の排他的管轄権による裁定に従うものとする。

37.3.4 各参加者は、最後に参加した競技会や支援したのち 6 か月の間、これらの規定によって拘束される。各参加者は、その日付に先がけて行われる競技会への参加や支援についてもこれらの規定によって拘束される。

37.3.5 加盟各国連盟は、これらの規定違反の通知を望むかもしれない参加者との即時の接触をすることについて World Sailing を支援するために最善の努力をしなければならない。

37.4 規則違反

（それぞれのケースが直接的あるいは間接的に影響されていようと）以下の行為がこれらの規定違反となる。

37.4.1 賭け行為

(a) 以下の大会に関係するいかなる形式の賭け行為への参加、支援または反則行為

(i) 「参加者」が参加する「大会」または「競技会」

(ii) 「参加者」が参加する「主要大会機関」が主催する「国際競技会」の中で実施される他のスポーツの大会または競技会

そしてこれには、結果、進行状況、成果、行動もしくは大会または競技会の他のいかなる側面に対して他人と一緒に行う賭け行為を含む。

(b) 「参加者」がこの規定 37.4.1 で定められた違反を犯すことを、誘導、指示、手助け、奨励すること。

37.4.2 結果の操作

(a) 結果、進行状況、成果、行動もしくは「大会」または「競技会」の他のいかなる側面に対して影響を与える方法を工夫したり考案するために、いかなる方法での工夫や考案、あるいは不正に影響を与えるか、もしくはそのための仲間になること。

- (b) 「大会」または「競技会」での特定のインシデントの発生を保証したり保証しようとする。その発生とは、本人または他人が利便を得ようと期待したり、得たりするための賭けの対象に関する「参加者」の知識による。
- (c) 「利便」が実際に与えられるか受け取られるかに関わらず、「利便」または「利便」の論理的な予測に対する見返りとして「大会」または「競技会」で個人の能力を最大限発揮することを損なうこと。
- (d) 「参加者」がこの規定 37.4.2 で定められた違反を犯すことを、誘導、指示、手助け、奨励すること。

37.4.3 腐敗行為

- (a) 結果、進行状況、成果、行動もしくは大会または競技会の他のいかなる側面に対して影響を与える方法を工夫したり考案するために、不当な利便（または利便への期待、そのような利便が実際に授受されたかに関わらない）の授受を受け入れ、申し出または同意すること。
- (b) 参加者がこの規定 37.4.3 で定められた違反を犯すことを、誘導、指示、手助け、奨励すること。

37.4.4 内部情報:

- (a) 賭け行為の目的、又は賭け行為に関係するその他の目的のために内部情報を用いること。
- (b) 公開された内部情報が賭け行為に関係して用いられるかもしれない状況だということを参加者が合理的に知っているとき期待される場合に、利便の有無に関わらず人に内部情報を公開すること。
- (c) 参加者がこの規定 37.4.4 で定められた違反を犯すことを、誘導、指示、手助け、奨励すること。

37.4.5 他の違反

- (a) 参加者によるいかなる企ても、あるいは参加者と他者によるどのような合意も、最終的にこの規定 37.4 の違反になるような行為に携わることは、事実、結果的にそのような違反に、企てや合意があったとしてもなかったとしても、違反となるように委ねられていたと取り扱われる。しかしながら、企てや合意に関与していない第三者が発見する前に、参加者が自ら企てや合意を放棄する場合は、この規定 37.4 の違反はなかったとされる。
- (b) 故意に援助すること、援護すること、あるいは行動において共犯になること、あるいは参加者が同意している規定 37.4 の記述事項を無視すること。
- (c) この規定 37.4 に規定されている違反に加えられるような、参加者が携わる行為、参加者が受けた話しの持ちかけや招待などのインシデントについて、すべての詳細を、World Sailing または他の正当な機関に（遅滞なく）、公開しなかったこと。
- (d) 第三者によりこの規定違反の証拠となったインシデント、事実、参加者へ注意したこと、この規定の違反に加えられるような行為に携わるために他者から受けた話しの持ちかけや招待も（制限なく）含み、全ての詳細を、World Sailing または他の正当な機関に（遅滞なく）、公開しなかったこと。
- (e) 情報の提供および／または、World Sailing もしくは調査に関係する正当な機関が要

求した文書の提供に協力しなかったことを含め、World Sailing または他の正当な機関が実施するこれらの規定違反に関連する合理的な調査に協力しなかったこと。

37.4.6 以下のことは、これらの規定違反の決定には無関係である。

(a) 特定の大会または競技会に、参加者が参加していたか否か、または、他の参加者により補助された参加者が参加していたか否か。

(b) 問題となる賭けの性質または結果。

(c) 賭けが行われた競技大会または競技会の結果。

(d) その競技大会または競技会における参加者の努力または技能（もしあれば）が、問題のなかでの作為または不作為により影響されたか（または、影響が予想できたか）否か。

(e) その競技大会または競技会の結果が、問題のなかでの作為または不作為により影響されたか（または、影響が予想できたか）否か。

37.5 違反についての報告

37.5.1 違反（または違反の疑い）についての全ての報告は、CEO により行われる。その際、その報告には World Sailing 規定 35 が適用される。懲戒委員会は規定 35 に従って、報告について調査し、報告に関連するヒアリングを実施し、証明されたすべての違反に基づいて参加者に制裁を課することができる。

37.5.2 World Sailing は、これらの規定に違反をした人物が特定できれば、すべての参加者の行動に対して調査を実施でき、この目的のために 1 名以上の人物を任命することができる。

この調査は、関連した権限を有する各国のもしくは国際的な機関（刑事上、行政上の専門家および／または司法当局を含む）と連携して実施でき、すべての参加者は調査に完全に協力しなければならない。

World Sailing は、他の管轄庁により実施される調査の結果が出るまで、適切な期間、自身の調査を延期する裁量を有する。

37.5.3 これらの調査により、参加者がこれらの規定に違反したことが合理的に疑わしければ、World Sailing は、参加者に違反の疑いに関わる情報を求めること、およびインタビューへの出席を求めること、またはその両方をその参加者に対し書面により要求できる。いかなるインタビューも World Sailing により時間と場所が決定され、関係する参加者への出席の要求は書面で通知される。インタビューは記録されなければならない、参加者には弁護士および通訳の同席を得る権利が与えられる。

37.5.4 競技会に参加する事により、個々の参加者は、適用されるデータ保護の法律および他の法律の目的および他のすべての目的に同意し、これらの規定で許された範囲で、参加者の活動に関連する情報（個人情報制限なしを含む）の収集、処理、開示または他のいかなる用途に対しても同意したと見なされ、そのような要求に対する同意を書面で確認しなければならない。

37.6 成績結果の無効

37.6.1 規定 37.6.2 に従って、参加者によるこれらの規則違反があった場合、その参加者が乗組員である艇のその大会で得たメダル、ポイントや賞など全ての成績結果は無効となる。

37.6.2 3 人より多いクルーが乗船する艇の乗組員の 1 人が、大会または競技会中にこれらの規

定違反を犯したことが認められた場合、規定 37.6.1 は適用されない。そのかわり、World Sailing がその艇の参加者(乗組員または関係者)で2人以上の規定違反があったことを妥当だとみなし、かつ規定違反の結果、またはこの規定違反が他の艇の乗組員や艇および/または乗組員の責任者により計画実行されたことのいずれかにより、その艇が具体的な有利を得たと World Sailing が確信した場合、その艇は、World Sailing から懲戒処分をうけることがある。

37.7 決定の認識

- 37.7.1 加盟各国連盟はこの記載に従い、認識し、実施するために与えられた権限の中でこれらの規定と課せられた全ての決定と制裁を実行するために必要かつ合理的なすべての処置を講じなければならない。
- 37.7.2 主要な大会組織の管理下にある参加者に対する賭け行為や腐敗防止規程に基づく当該組織の最終決定事項については、それらが World Sailing に通知された時点で、World Sailing はその通知を認識し尊重する。当該組織が下せる範疇を超える処分については、これらの規定に基づき、World Sailing が決定しなければならない。